

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成29年度第10回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鈴木貫太郎記念館展示解説ボランティアに関する事務の事務開始届（社会教育課） <p>2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案について <p>3 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（非公開）</p>
日 時	平成29年12月26日（火）午前9時から午前11時まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）、高谷 亮介（総務課文書法規係主任主事）、川野 尚武（社会教育課長補佐）、岡安 智彦（社会教育課文化財係長）</p> <p>事務局 佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）</p>
傍 聴 者	3名
議 事	
<p>平成29年度第10回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鈴木貫太郎記念館展示解説ボランティアに関する事務の事務開始届（社会教育課）担当者から概要の説明を受けた。 <p>秦野委員 ボランティアに登録するだけという説明であるが、鈴木貫太郎氏のガイドをやるには近代史の相当な知識が必要と思われるが、そういったことの判定などは行うのか。</p> <p>川野補佐 今回は初めてボランティアを導入するということで、まずは展示解説のボランティア解説講座を実施いたします。11月から12月にかけて6回開催いたしました。講座受講者の中からボランティアを希望する方に登録してい</p>	

いただきました。

秦野委員 市民以外でも良いのか。

川野補佐 募集としては野田市在住、在勤の20歳以上の方ということで募集をいたしました。

遠藤委員 養成講座は何名くらいが受けたのか。

川野補佐 16名が受講し、そのうち12名に登録していただきました。

遠藤委員 年齢層はどうなっているか。

川野補佐 一番高齢の方で大正15年生まれの方、一番若い方で昭和46年生まれの方となっております。

遠藤委員 男女比はいかがか。

川野補佐 手元の資料では正確には分かりませんが、男性の方が多いです。

秦野委員 一度登録するとずっと有効なものなのか。

川野補佐 本人からの辞意がなければ登録したままとなります。

高橋委員 登録した方の中で常駐、毎日といった方はいらっしゃるのか。

川野補佐 原則として日曜日のみということで考えております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ鈴木貫太郎記念館展示解説ボランティアに関する事務の事務開始届を承認してよろしいか。

(異議無し)

2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて(公開)

・野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案について
事務局から説明を受けた。

遠藤委員 先ほどの説明では、意見交換会では「尊重し、侵害することがないよう」といった両方合わせたような表現も良いのではないかという意見があったということだが、それを採用しなかった理由は何か。

富山課長 侵害というネガティブな表現よりは尊重という表現の方が良いだろうということです。原稿の案では、尊重のみを規定しているということです。

遠藤委員 そのように判断した理由はもう少しあるか。

今村副市長 判断した理由は、意見交換会で尊重という意見が最初に出て、市民の皆さんはそういう方向だろうといったときに、最後に意見として、侵害も加えた方が良く出ましたが、尊重という表現が良いというのが大勢であったというのが実際のところです。審査会でそういった意見があったということは述べさせていただくということで、本人からの了解を得たということでこのような形としております。私個人としては両方あった方がいいとは思っていません。あと、摘要の部分の解説文でも「市民生活に影響を与えるための規定でもなく、市民は、この規定があるからといって、何らかの心配をする必要はない」や「お願いの規定である」という言い方はちょっとどうかと感じています。

遠藤委員 元に戻ると、見出しは「努力義務」の方が「責務」よりはずっといい
と思っている。「尊重」というと、他人の個人情報に大事にする、皆さんの個人
情報は守るという意味が中心だと思う。もちろん、その中に侵害することが
ないということも入っていると思う。しかし、私も「尊重し、侵害することが
ないよう」とした方が、私個人としてはすっきりする。

須賀会長 見出しが「目標」ということであれば「尊重」でいいかもしれない
が、「努力義務」となっている点で「侵害」も入れた方がいいということか。

遠藤委員 義務だから侵害することがないと言っているわけではない。

秦野委員 改正案は「尊重するよう努めなければならない」というのは一種の理
念である。現行案はストレートに「侵害することがないよう」となっている。
私は単にこれを付けるよりも、「侵害することがないよう」というのをもう少し
うまく表現し、「尊重し、かつ」という表現にならないかと思っている。

須賀会長 秦野委員がおっしゃるように「侵害」を何らかの形で挿入し、理念の
みよりはもう少し具体性を盛り込んだ方が良いのか、「尊重」だけでいいか。
市民との意見交換会ではどっちの意見が多かったか。

今村副市長 「尊重」のみです。「侵害」を併記した方がいいと言った方は、他
人の権利利益を尊重するとともに、その権利利益を侵害することがないように
いった表現がいいのではないかという意見でした。

高橋委員 「侵害」を入れた方がいいと思うが、何と入れればいいかは思いつか
ない。

松本委員 「責務」が急に「努力義務」になってしまった。「努力義務」となっ
ているので、「尊重」でそれ以上はいいのではないかと思う。

秦野委員 先ほどの説明にあった、ネガティブをポジティブにという考え方は良
いと思う。

須賀会長 秦野委員がおっしゃるとおり、理念は理念でいいが、この第5条くら
いになれば具体性ということだろう。委員の御意見だと、3人の方が「侵害す
ることのない」を入れるということである。「権利利益を尊重する」とともに
「他人の権利利益を侵害することがないように」というのを入れた方がいいと
いうのが多数意見となる。市民の方にインパクトを与えるため、侵害するこ
とがないようにということで強調するということになるが。

遠藤委員 先ほども申し上げたが、尊重という言葉の中には、他人の権利利益を
尊重することと、尊重するのだから侵害することがないということを含んでい
ると思う。だからプラスアルファするのがいいのかどうかというだけの話だ
と思う。

秦野委員 しかし分かりやすさは必要だと思う。私の感覚では尊重すればいいの
か、となる。

遠藤委員 例えば秦野委員の情報を私が誰かに漏らした上で、尊重しましたと言

えるかと言えない。尊重するのであれば、侵害してはいけないというのは確かである。

秦野委員 そのように論理的にすぐに出るのであればいいが、今の日本社会全体は論理的にものを考えるのが苦手な社会になっている。論理的には遠藤先生の言われるとおりであって、異論はない。

須賀会長 遠藤委員の言うとおり、「尊重」に「侵害しない」が含まれていると考えるが、条例そのものは通常の人、平均値の人を対象としているものだから、くどいようだが入れておいた方が個人情報の保護に役立つのではないかと思う。摘要の所を見ると「良識の範囲において」とあるが、どこまでの良識なのか。そういうことを考えると、秦野委員がおっしゃったように、親切すぎるかもしれないが、侵害がないように、となお注意をしておくことについては悪くはないと思う。前回の議論にあった「責務」ではないということである。だめ押しのようになるが、それほど市としては大事に個人情報を運用していきたいということになると思う。強調の意味でいかがだろうか。

秦野委員 運用において、お願いしているということならば「尊重する」だけで良いのかとも思う。

須賀会長 条例に入れずに、摘要なり運用なりにおいて入れるということか。

今村副市長 摘要の「お願いの規定である」というのはあまりにもへりくだって違和感があると思います。その上の「何らかの心配をする必要はない」というのもどういう意味なのかと感じます。手引としては、職員もこれを見てどう感じるか疑問があります。やはり努力義務は努力義務であり、尊重することは必要だという規定はきちんと言わなくてはならないと思います。

須賀会長 もし「尊重する」だけにするのであれば、「他人の権利利益を尊重するようにしなければならない」として、「努めなければならない」を削除した方がよいのではないか。

遠藤委員 それでは義務に近くなる。

須賀会長 そうはなるが、それくらい強調した方がよいのではないか。

遠藤委員 「しなければならない」では義務ではないか。「努めなければならない」は努力だが、「しなければならない」は義務である。

秦野委員 やはりこの運用のところで危惧するとおり、虐待の通報などについて妨げるようなことになってしまっただけでは困る。そのところとの兼ね合いである。

須賀会長 そうすると「尊重するとともに侵害することのないように」ということか。

遠藤委員 極めて抽象的な言い方をすれば「尊重し、自らそれに反する行為はしないよう」というのが柔らかい表現かと思うが、条例には合わないと思う。

松本委員 私は原稿どおりの案でいいと思う。

須賀会長 検討したが、「尊重する」で良いということか。

遠藤委員 私も「尊重する」で良いと思う。代案は難しい。

須賀会長 これは「尊重する」が「侵害しない」という意味を含んでいるということか。

遠藤委員 もちろんそのとおりである。

須賀会長 委員会としては手引やマニュアルでそれらを入れた説明をしていくということか。

遠藤委員 それはまだ決まってない。

秦野委員 何かうまい言葉はないだろうか。しかしその表現に至らないため、原案どおりで良いと思う。

須賀会長 事務局は何かいい言葉はないか。

富山課長 まずは尊重だけか、侵害を加えるのが決定いただきたいと思います。

遠藤委員 いい言葉があれば賛成する者もいるので。

須賀会長 なければ原案のとおりで行くしかないというのが今のところの意見である。

富山課長 私も今のところ、良い表現が見当たりません

須賀会長 では「尊重する」でよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 では、現時点では原案のとおりとする。

遠藤委員 横書きの新旧対照表の第5条の説明だが、最初の3行は良いが、2、3段落目はまとめて「この規定は努力規定であり、市民に何らかのペナルティを負わせるものではない」程度にした方が良いと思う。

須賀会長 「何らかの心配をする必要はないものである」と言い切ってしまうと、守らなくてもいいのかと誤解される可能性がある。今遠藤委員がおっしゃったように、手引の方はいかがか。

富山課長 手引につきましては、遠藤委員の御意見もありましたので、こちらは事務局で修正させていただくということをお願いしたいと思います。

遠藤委員 お願いの規定というよりは、理念を宣言したというような趣旨で説明した方が良いと思う。

今村副市長 いずれにしてもパブリック・コメント手続を行いますので、また最終的に御審議いただくこととなります。

須賀会長 これについての修正は事務局に一任とすることよろしいか。

今村副市長 尊重の中には、侵害ということも含まれるということを入れてということか、それとも侵害という言葉をあえて使わないということでしょうか。

遠藤委員 摘要には入れていいと思う。

今村副市長 では入れる形とします。

須賀会長 事務局で疑問点等あれば指摘してほしい。

富山課長 今回改めて条例の方で修正いたしました「事案の移送」の見出しの件は、規定の中身を具体的に示すような修正の方向でよろしいでしょうか。12ページの第22条の2と15ページの第28条の2となります。どちらも「事案の移送」とあったのですが、意見交換会でも同じ「事案の移送」では分かりにくいという指摘があったためです。

遠藤委員 具体例としてはどんなものが考えられるのか。今までにこのような事案があったのか。

日下部主査 事案は一度もございません。例えば市長が教育委員会から個人情報の提供を受けて市長部局の方で事務を執り行っている場合に、市民の方から個人情報の本人開示請求という形で、実施機関である市長に本人開示請求があった場合、市長が開示請求に係る個人情報を開示すべきかどうか判断するに当たりまして、教育委員会から提供を受けた情報ということで、提供元である教育委員会の方が適切な開示決定ができると考えられる場合に、市長が教育委員会と協議の上で教育委員会に事案を移送しまして、教育委員会が市長宛ての開示請求について開示等の決定をするようなことがあり得るといったことなのですが、実際の事例はありません。

秦野委員 第28条の2はどうか。

日下部主査 教育委員会から提供を受けた情報について、市長が開示等の決定を行った後に、開示を受けた情報について事実が誤っているということで、開示請求を受けた方が訂正の請求をして市長が受けたものの、市長の方では教育委員会からもらった情報なので事実確認や訂正の判断が困難だというときに、教育委員会に対して「訂正請求があったのですが事実関係の判断をお願いします」ということで教育委員会に事案の移送をすることがあり得るといったことです。今のところは事例がありません。

遠藤委員 見出しに「何々に係る」と入れた方が分かりやすいというのはそのとおりだと思います。

須賀会長 ほかに何かあるか。

富山課長 条例で訂正となりました、新旧対照表の4ページの第6条の第4項ですが、第4項と第5項でそれぞれ規定したものを第4項に一本化したものとなります。

須賀会長 これはこのとおりでよろしいか。

(異議無し)

今村副市長 対応マニュアルで、今の第22条の2の本人開示請求に係る事案の移送は、手引では「総務課に相談すること」と書いてありますが、マニュアルでより具体的に書いてあるかと思って見ると、17ページに「条例第22条の2事案の移送を参照」と書いてありまして、循環してしまうのではないかと思います。今まで具体的な事例がないので、慎重に個別に判断せざるを得ないと

ということにはなると思うのですが、読んだ職員が総務課に行けというだけの話になってしまうので、その辺りはもう少し分かりやすく直していきたいです。

須賀会長 具体例がないので運用しながらということになるのだろう。その辺り事務心得という形の中での修正をしながら運用をお願いしたい。

今村副市長 担当課の職員が総務課におんぶにだっこになっては困るというところでいろいろ念を押したい言葉があって、かえって分かりにくくなっている部分もあります。その辺りは整理させていただきたいです。

須賀会長 細目についてはよろしくをお願いしたい。ほかの委員もそれでよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 それでは、若干内部的なもの、流動的なものあるいは事務局に一任するものもあるが、野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案について原案のとおり決定としてよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 それでは原案のとおり決定する。以上で第10回野田市情報公開・個人情報保護審査会の公開部分の議題を終了する。

以上